

(参考様式 1－2)

事前点検シート

ふりがな	ぎふけん おおがきし	ふりがな	かみいしづみどりのむらこうえんかつせいかけいかく
計画主体名	岐阜県 大垣市	活性化計画名	かみいしづ緑の村公園活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和 7 年度～令和 8 年度 令和 7 年度～令和 8 年度	総事業費（交付金）	53,400 千円（ 22,810 千円）
活性化計画目標	交流人口の増加 8400 人（年平均） 地域産物の販売額の増加 393 千円（年平均） 地元農産物レストラン食品メニュー開発数 3 品（年平均）	事業活用活性化計画目標	交流人口の増加 8400 人（年平均） 地域産物の販売額の増加 393 千円（年平均） 地元農産物レストラン食品メニュー開発数 3 品（年平均）

計画主体 確認の日付	令和 7 年 2 月 5 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	----------------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		目標及び事業活用活性化計画目標では交流人口の増加を目標としており、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○		地域連携販売力強化施設や農林漁業・農山漁村体験施設を整備することで地域外からの人々を呼び込み、交流人口及び地域産物の販売額の増加を図るものであり、妥当である。

	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		交流人口及び地域産物の販売額の増加を図ろうとしていることから、整合が図れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		実施中ではない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		2023 年からの大垣市未来ビジョン第 2 期計画において、地元農産物の活用・販売促進と生産者と消費者との交流促進、自然等の地域資源の利活用促進などを取り組み事項に掲げている。このことを踏まえた活性化計画及び事業実施計画としている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		指定管理者、緑の村公園施設運営協議会、直売所出荷者等への説明を通じて地域住民等の合意形成を図っている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○		指定管理者、緑の村公園施設運営協議会、直売所出荷者等への説明を通じて女性の意見や提案などが反映されるようにしている。 特に、協議会メンバーの中の組織には女性部等もあり、議論が行われている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		指定管理者、直売所出荷者等、市と連絡を密にして事業の推進体制は確立している。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		活性化計画目標、事業活用活性化計画目標は「交流人口の増加：8400 人/年平均」、「地域産物の販売額の増加：393 千円/年平均」、であり、事業内容はこれらの目標を達成するために、キャンプ場、交流広場、農産物直売所などを整備するものであるため、整合性が確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		実施要領別記 3 第 1 の 3 に定められた 3 年以内であり、期間内である。 地区を代表する緑の村公園に、キャンプ場を設けるとともに、地

				域の農産物を活用したレストランや農産物直売所、来園者に地域産材を体験していただく木工教室などを整備することにより、観光客等の増加と滞在時間の増加を推進し、都市住民との交流促進による地域の活性化を図る。 また、大垣市未来ビジョン（第2期）が令和5年度～9年度、大垣市観光戦略指針が令和6年度～10年度で計画されており、これらの目標に合わせて令和7年度～8年度に整備を行うことが必要と考え計画の期間を設定している。現在の指定管理期間は令和8年度までで、令和9年度からの新たな業務として管理及び運営を指定管理者が行い、地域を活性化していくこととしている。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○		営業許可等、必要な許認可は、受けている。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		交付金要望額（22,810千円）は、交付対象事業費（45,620千円）×交付額算定交付率（50％）の範囲内であり、要望交付限度額（上限400,000千円）の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		本区域の農林地面積は総面積の91％、農林漁業者数は全就業者数の約3割を占めており、農林業が本区域の主要な産業となっているので、当地域において、定住等及び地域間交流促進することが有効かつ適切であると認められる。

2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		実施中または完了した施設整備を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準	○		各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全

	に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。			性を確保するものとしている。設計・施工等における検査体制は、大垣市が対応する。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	○		建築基準法等の法令に基づき設計する。また、既存の建物は木造で建設されているため、今回の整備も出来る限り、地元産材を活用した木質化を図る。 なお、㉖のシャワー室兼休憩所、トイレ兼休憩所はコンテナ形式としているが、内装を木質化する等、出来る限り木質化を図る。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	○		整備内容は、既存施設の改築であるが、実施設計にて詳細に算定し、耐力壁等の基準を満たす予定である。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	○		既存施設の内装一部撤去等に係る経費は、交付対象としていない。また、改築・増築により既存施設の性能の向上を図ることから、同種又は同能力のものの再度整備には当たらない。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○		耐用年数は、 農林漁業・農山漁村体験施設 シャワー室兼休憩所、トイレ兼休憩所 鉄骨造3～4mm 30年 木工教室整備 木造 22年 自然・資源活用施設 太陽光設備 15年 地域連携販売力強化施設 農産物直売所整備、地元農産物レストラン 木造 22年であり、全て耐用年数5年以上のものである。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			

	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）	○		農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により算定している。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		3.44である
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㊸自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	○		太陽光発電設備1か所あたり0.45kWh×5枚の設備を2箇所整備した場合 化石燃料による火力発電 1kWhあたり約690g 太陽光発電 1kWhあたり17～48g 平均33g $0.45\text{ kWh} \times 5\text{ 枚} \times 2\text{ 箇所} \times (690\text{ g/kWh} - 33\text{ g/kWh}) = 2,966\text{ g}$ 出典：国立研究開発法人産業技術総合研究所 太陽光発電技術 R&D on Photovoltaic Technologies
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○		実施要領別表2における交付対象事業は「地域資源活用総合交流促進施設」及び「農林漁業・農山漁村体験施設」、「地域資源循環活用施設」、事業メニューは「㊶地域連携販売力強化施設」及び「㊷農林漁業・農山漁村体験施設」、「㊸自然・資源活用施設」要件類別は「農山漁村交流対策型」である。 事業実施主体は、大垣市であり、いずれも定められた条件を満たしており、五法指定地域である。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		事業実施主体である大垣市が交付金を活用し整備するものであり、個人に対して交付するものではない。また、整備後は市の指定管理施設として追加し、業務に関する協定、仕様書に基づく管理を行うため、目的外使用の恐れはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			

	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○		毎年調査を実施している来園者数を基に、今後の増加目標を立てており、その目標達成に向けた施設利用計画としている
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○		近隣市町村には類似施設はなく、当該施設の現状と利用状況を踏まえ計画している。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○		現状と理想を考慮し、平日と休日の利用対象者の想定を変えるなど、施設に応じた利用時期や利用形態等を検討している。 特に、4月5月の2か月間で全体の3割を占める一方で、12月、1月、2月の3か月間は全体の1割と少なく、閑散期を解消するため、雪景色が楽しめるキャンプ場の整備や各種教室の充実など1年を通して、安定して来園者が訪れる施設とする計画である。 また、開園時間も9時から17時までであるが、キャンプ場等を整備することで、開園時間の見直しも行う予定である。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○		地域の現状に応じた規模を計画しており、地域を代表する施設で、利用者に対して各施設と連携したサービスが可能である。 現在も行われている田植えや稲刈りやそば打ち体験、地域内にある多良峡森林公園や日本昭和音楽村など各施設との連携を図り、地域内をめぐる観光ルートや自然体験ルートを設ける計画である。 また、都市部との連携として、市の中心部に位置する施設である「青年の家」との連携を模索しており、都市でのレクリエーションを楽しむ一方で、農村部での宿泊体験などの新たな企画を検討している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○		指定管理者及び市が、ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画などを協議計画している。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取	○		地域農業者や農産物の販売等には女性が多く、施設整備により女

	組がなされているか。			性の参画が見込まれる。また、施設運営にあたっても、女性の雇用を積極的に推進する。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○		施設規模・構造等から見積等を徴収及び積算基準を用いて概算費用を算出しているので、適切な積算である。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		既存建築物を最大限活用した内容として、整備費の低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	○		附帯施設はキャンプ場のための浄化槽、給水、オートキャンプ用の電源、交流広場のための給水であり、適正である。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	○		備品は、交付対象外としている。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		国道 365 号に面し、利用者の利便性に優れている。また、周辺の農地の活用等、農業者の利便性も良く適正である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○		大垣市の所有地については、計画の承認がされている。また、地元地権者(財産区)の土地についても借用が完了しており、了解を得ている。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記 3 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記 3 の別表 2 の（１）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－１の第 2 の 4 の（２）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正である	—		該当なし

	か。			
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）。	○		全て、1,500 m ² 以内である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）。	○		施設の上限事業費は、㉗地農林漁業・農山漁村体験施設（シャワー室兼休憩所）が延床面積 14 m ² ×290 千円=4,060 千円、（トイレ兼休憩所）が延床面積 14 m ² ×290 千円=4,060 千円（木工教室）120 m ² ×290 千円=34,800 千円 ㉘地域連携販売力強化施設（農産物直売所）が 75 m ² ×290 千円=21,750 千円（地元農産物レストラン）が 210 m ² ×290 千円=60,900 千円であり、交付対象事業費内である。なお、超過額については、市費で負担する。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○		地域に内にある多良峡森林公園や昭和音楽村と連携して、来園者に対してPRを行っている。市外、県外から積極的に集客するよう広報、PRに努めている。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○		地区内で取れた新鮮な野菜を直売所で販売し、良い物を作れば売れる環境づくり、生産者に浸透を図る。 また、地元農産物レストランで地元野菜を使ったメニューを提供することで、販売力強化とブランド化を進める。
	1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○		施設の通年営業により、従業員の通年雇用が図れるとともに、所得の安定が図れる。
	6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○		地域農業者や農産物の販売等には女性が多く、施設整備により女性の参画が見込まれる。また、施設運営にあたっても、女性の雇用を積極的に推進する。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		市事業で実施するため、令和 7 年第 1 回定例会にて令和 7 年度予算として議決を受ける予定である。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によ	○		建築工事等について、一般競争入札等に付するものとし、競争性

	るなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。			のある契約方式で行う。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。）。	○		大垣市公共施設等総合管理計画により、管理・更新に必要な資金も含めて、適正に管理を行っていく。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○		指定管理により施設の運営を行っており、事業実施主体が収支計画を策定し、施設の売上、原価、粗利益のほか、人件費、消耗品費、光熱水費、リース料、広告宣伝費等を計上している。 経営診断については対象外。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）。	○		重複申請なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○		主たる目的は、当該施設を地域の拠点として発展させ、地域活性化を実現することである。
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○		他の施策の対象施設でない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記 3 の別紙 2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○		配分基準別紙 2 の表 区分 4 に規定する「地域再生計画」に位置付けられている。 内容としては、市内全域における「希望あふれる活力あるまちづくり事業」として農林業の振興と観光の振興を掲げている。また、詳細内容を記載している「水の都おおがき」創生総合戦略にも、本事業内容を記載している。 また、区分 10 に規定する「地域別農業振興計画」に位置付けられている。 都市農村交流や農村への移住・定住の中で方針として、東海環状自動車道の開通を見据え、名古屋圏からの入込客の需要拡大に

				取り組む。 具体的な取組として、地域の観光資源をめぐり、体験できるプログラムの作成や移住定住に向けた地域の支援体制の整備を進めると記載している。
--	--	--	--	---

- 注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。
- 2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。
- 3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。